

○石垣市民の森の設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年3月11日

規則第11—1号

石垣市民の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年石垣市規則第13—1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市民の森の設置及び管理に関する条例(令和2年石垣市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定管理者の業務)

第3条 指定管理者は、条例第5条第1項第1号の定めるところにより毎日パトロールを実施し、修繕が必要と認められるときは早急にこれを行い利用者の安全管理に努めなければならない。

2 木育・木づかい運動においては、市民の森における各施設を利用した環境教育等の実施を行うとともに市民に対して積極的な啓発活動に努めなければならない。

3 指定管理者が指定管理業務以外に自主事業を行うときは石垣市民の森指定管理者自主事業申請書(様式第1号)によるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第4条 条例第6条に規定する規則で定める申請書は、石垣市民の森指定管理者指定申請書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第6条に規定する事業計画書等には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(1) 団体の概要

(2) 指定期間となる各年度(5年分)の事業計画書及び収支(損益)予算書

(3) 職員の配置計画

(4) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(5) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)

(6) 団体の申請直前3年間の収支(損益)決算書又はこれに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

(7) 団体の申請前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録(法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類)

- (8) 義務履行証明書
 - (9) 当該施設の指定期間内の決算書(現指定管理者のみ)
 - (10) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
 - (11) その他市長が必要と認めた書類
- (指定管理者の指定)

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、指定した者に対し通知するとともに条例第8条の規定による告示しなければならない。

(施設の利用期間等の変更)

第6条 指定管理者は、条例第9条第1項及び第10条第1項の規定により石垣市民の森の休業日及び利用期間並びに利用時間を変更する場合は、石垣市民の森利用期間等変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者から石垣市民の森の休業日及び利用期間並びに利用時間の変更申請が出た場合は、石垣市民の森利用期間等変更(不)許可通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用の許可等)

第7条 条例第11条の規定により、石垣市民の森の施設を利用しようとする者は、石垣市民の森施設利用許可申請書(様式第5号)を指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する申請を行った者に対し、石垣市民の森施設利用許可通知書(様式第6号)及び石垣市民の森施設利用不許可通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 3 第1項の許可を受けたものは、石垣市民の森の施設を利用する際に、前項の利用の許可に係る書面を係員に提示しなければならない。
- 4 第1項の利用許可申請は、利用する5日前までに行わなければならない。

(利用料金の設定)

第8条 指定管理者は、条例15条の規定により石垣市民の森の利用料金を設定する場合は、石垣市民の森施設利用料金(変更)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者から石垣市民の森の利用料金設定の申請が出た場合は石垣市民の森施設利用料金(不)承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 3 石垣市林産物等販売用施設は、販売スペース内をⅠ型(0.7m²)、Ⅱ型(1m²)、Ⅲ型(2m²)、その他販売区画(3m²)について、個人事業主及び団体への貸出しを行うものとする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第16条の規定により、条例第15条に定める利用料金を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事に使用するとき 全額免除
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児)(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され、療育手帳の交付を受けた者をいう。)が使用する場合(引率者を含む。) 全額免除
 - (3) 教育関係団体及び社会福祉団体等がその事業目的のため使用する場合 3割減額
 - (4) 挽物事業従事者及び林業従事者がその事業目的のため使用する場合 全額免除
 - (5) その他市長が適当と認めたとき 3割減額
- 2 前項の規定により、利用料金を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 利用料金の減免を受けようとするものは、石垣市民の森施設利用料金減免許可申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、利用料減免許可(不許可)書(様式第11号)により通知する。

(事業報告書)

第10条 条例第25条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 石垣市民の森(以下「市民の森」という。)の管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の年間実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 市民の森の月別利用者状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

石垣市民の森指定管理者自主事業申請書

施 設 名	
団 体 名	

事 業 名		
実 施 日		
期 間		
実 施 場 所		
事業内容		備考

※事業毎に詳細な計画書を提出してください。
※事業内容により八重山保健所の許可を要する場合は、関係資料写しを提出してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

石垣市民の森指定管理者指定申請書

石垣市長 様

申請者 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

石垣市民の森に係る指定管理者の指定を受けたいので、石垣市民の森の設置及び管理に関する条例(令和2年石垣市条例第38号)第6条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)
- 4 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支(損益)決算書、税務申告書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 5 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とする。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

石垣市長 様

指定管理者
名 称
代表者 印

石垣市民の森利用期間等変更申請書

石垣市民の森の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、石垣市民の森の利用期間等の変更を受けたいので、申請します。

記

- 1 施設名
- 2 変更内容

内 容	☐ 利用期間の変更 ☐ 利用時間の変更 ☐ 休業日の変更	
	変更前	変更後
変 更 理 由		
備 考		

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 号
日

様

石垣市長

印

石垣市民の森利用期間等変更（不）許可通知書

石垣市民の森の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、石垣市民の森の利用期間等の変更申請について下記のとおり通知します。

記

- 1 施設名
- 2 （不）許可とします。
- 3 特記事項

様式第 5 号（第 7 条関係）

石垣市民の森施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者
名 称
代表者

様

申請者 住 所
氏 名
責任者
電 話()

次のとおり、施設の利用を申請します。

利 用 す る 施 設	☐ 石垣市林業総合センター ☐ 石垣市林産物等販売用施設 ☐ Ⅰ型 ☐ Ⅱ型 ☐ Ⅲ型 ☐ その他販売区画 ☐ 石垣市林業総合センター前広場 ☐ やすらぎの森 ☐ 記念の森 ☐ 展望広場 ☐ 森林空間の施設
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 料 金	円
備 考	

注 石垣市林産物等販売用施設は 6 か月を超えない範囲とする。
注 利用料金欄は記入しないこと。

様式第6号（第7条関係）

石垣市民の森施設利用許可通知書

年 月 日

様

指定管理者
住 所
名 称
代表者

印

次のとおり、施設の利用を許可します。

利 用 す る 施 設	☐ 石垣市林業総合センター ☐ 石垣市林産物等販売用施設 ☐ Ⅰ型 ☐ Ⅱ型 ☐ Ⅲ型 ☐ その他販売区画 ☐ 石垣市林業総合センター前広場 ☐ やすらぎの森 ☐ 記念の森 ☐ 展望広場 ☐ 森林空間の施設
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 料 金	円
備 考	

特記事項（行為の禁止）

- (1) 施設等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (3) 竹木を伐採し、又は昆虫・植物を採取し、若しくはこれらを傷つけること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (6) 風紀を乱し、その他利用者に著しく迷惑をかけること。
- (7) 必要以上の面積を使用すること。
- (8) 指定又は指示された場所以外における次のような行為をすること。
ア 車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。
イ たき火、炊飯又は野営すること。
ウ ごみ、汚物及び廃物を投棄し、又は放置すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、施設等の利用を妨げる行為をすること。

様式第7号（第7条関係）

石垣市民の森施設利用不許可通知書

年 月 日

様

指定管理者
住 所
名 称
代表者

印

次のとおり、通知します。

記

- 1 施設名
- 2 不許可とします。

様式第 8 号（第 8 条関係）

石垣市民の森施設利用料金（変更）承認申請書

年 月 日

石垣市長 様

指定管理者
住 所
名 称
代表者

印

石垣市民の森設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、石垣市民の森の利用料金（変更）の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 施 設 名
2 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
3 利用料金額

種 別	区分	基 準 額	申請料金
石垣市林業総合センター	研修室	1時間につき 100円	
	展示室	1日につき 2,000円	
石垣市林産物等販売用施設	売 店	1平方メートルにつき 1月 150円	
その他の施設等（占用し利用する場合）	広 場	1時間につき 150円	
	駐車場・施設等	1日につき 2,000円	

様式第9号（第8条関係）

石垣市民の森施設利用料金（不）承認通知書

第 号
年 月 日

指定管理者

住 所

名 称

代表者

様

石垣市長

印

石垣市民の森の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、下記とおり通知します。

記

- 1 施設名
- 2 （不）承認とします。

様式第 10 号（第 9 条関係）

石垣市民の森施設利用料金減免許可申請書

年 月 日

指定管理者
名 称
代表者

様

申請者 住 所
氏 名
責任者
電 話()

次のとおり、施設の利用料金の減額（免除）を申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 施 設	☐ 石垣市林業総合センター ☐ 石垣市林産物等販売用施設 ☐ Ⅰ型 ☐ Ⅱ型 ☐ Ⅲ型 ☐ その他販売区画 ☐ 石垣市林業総合センター前広場 ☐ やすらぎの森 ☐ 記念の森 ☐ 展望広場 ☐ 森林空間の施設
減 免 申 請 理 由	

※利用料金の減免を受ける者は条例第9条各号に該当する資格者証等の写しを添付すること。

様式第 11 号（第 9 条関係）

石垣市民の森施設利用料金減免許可（不許可）書

年 月 日

申請者

様

指定管理者

住 所

名 称

代表者

石垣市民の森の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により、下記とおり通知
します。

記

- 1 施設名
- 2 （不）許可とします。

様式第1号(第3条関係)
様式第2号(第4条関係)
様式第3号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)
様式第5号(第7条関係)
様式第6号(第7条関係)
様式第7号(第7条関係)
様式第8号(第8条関係)
様式第9号(第8条関係)
様式第10号(第9条関係)
様式第11号(第9条関係)